

公売に関し重要と認められる事項

- 1 公売実施の適正化のため国税徴収法第 92 条、同第 108 条の規定を適用します。
- 2 公売財産の表示は、不動産登記簿の表示によるものです。
- 3 公売の場所において、公売期日の午後 1 時 00 分から午後 1 時 40 分まで受付を行います。受付をされていない方は入札に参加できません。
- 4 公売保証金を必要とする公売財産については、入札書の提出前に公売保証金の納付が必要です。公売保証金の納付期限までに公売保証金の納付がない場合は、入札は無効となります。
- 5 入札に当たっては、次の書類が必要です。
 - (1) 入札書又は入札書（共同入札用）
公売保証金の納付後に交付します。
 - (2) 暴力団員等に該当しない旨の陳述書（公売財産が不動産の場合）
なお、①入札をしようとする方又は②自己の計算において入札をさせようとする方が法人の場合は、「法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書）」を陳述書と併せて提出してください。
また、宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者である場合は、その許認可等を受けたことを証明する文書の写しを陳述書と併せて提出してください。
 - (3) 代理人が入札する場合
代理権限を証する委任状及び委任者の印鑑証明書を提出してください。
 - (4) 共同入札の場合
共同入札代表者の届出書を提出してください。
 - (5) 農地等の場合
農業委員会等の発行する買受適格証明書を提出してください。
- 6 入札書の提出に当たっての留意事項
 - (1) 入札締切時刻を超過した後に提出された入札書は無効になります。
 - (2) 一度提出した入札書は、入札時間内であっても、引換え、変更又は取消することはできません。
 - (3) 同一人が、同一の売却区分番号について、2 枚以上の入札書を提出すると、その入札書はいずれも無効となります。
- 7 見積価額以上で、最高価額の入札者を最高価申込者として決定します。
- 8 開札の結果、最高価申込者となるべき者が 2 名以上いる場合は、その入札者の間で追加入札を行い、追加入札の価額が同額の時は、くじで最高価申込者を決定します。
なお、追加入札に当たっては以下の(1)及び(2)に注意して下さい。
 - (1) 追加入札の価額は、当初の入札価額以上としなければなりません。
 - (2) 追加入札をすべき者が入札をしなかった場合、又は追加入札の価額が当初の入札価額に満たない場合は、その事実があった後 2 年間は公売への参加が制限される場合があります。

9 見積価額以上で最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額（見積価額以上で、かつ、最高入札価額から公売保証金の額を控除した金額以上であるものに限る。）による入札者は、次順位による買受申し込みの制度があります。

なお、次順位買受申込者に売却決定をする場合には、売却決定の日時及び買受代金の納付期限が異なることがあります。

10 開札の結果、最高価申込者がいない場合は、再度入札を実施することがあります。

11 買受代金は納付期限までに現金で納付してください。

なお、当国税局が指定した金融機関の口座に振り込むこともできます。

振込手数料は振込人（買受人）の負担となります。

買受代金の納付の期限までに買受代金の全額の入金が確認できない場合、売却決定を取り消すことがあります。

12 買受人は、買受代金を全額納付したときに公売財産を取得します。

ただし、農地については、農業委員会等の許可又は届出の受理があったときに権利移転の効力が生じます。

13 公売財産の権利移転は、買受人より次の書類等の提出を受け、当国税局が職権で登記嘱託します。

(1) 買受人が個人の場合は「住民票抄本」、法人の場合は「商業（法人）登記簿に係る登記事項全部証明書」

(2) 登録免許税額を納付した「領収証書」

(3) 登記嘱託書等を郵送する際に必要な郵便切手

(4) 登記識別情報の通知に関する確認書

(5) 固定資産評価証明書

(6) 農地については、農業委員会等の発行する所有権移転の「許可書」、「協議が成立した旨を記載した通知書」又は「受理書」

14 以下の(1)及び(2)の行為があった場合には、国税徴収法第 108 条第 1 項の規定により、その事実があった後 2 年間は公売への参加が制限されます。

(1) 公売を妨害したり、不正を行った場合

(2) 正当な理由なく、買受代金の納付期限までにその代金を納付しなかった場合

15 国税徴収法第 99 条の 2（暴力団員等に該当しないこと等の陳述）により陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処せられます。